


所管部課		子ども生活部 子育て支援課	部長	榎本 豊		
件名		東大和市児童育成手当条例施行規則の一部を改正する規則について				
		区分	○	1 審議事項		2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市児童育成手当条例				
	部課機関					
<p>1. 要旨</p> <p>所得税法の一部改正に伴い、児童育成手当の所得制限の規定に用いる市町村民税の課税対象となる所得の範囲に変更があったため、所要の改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正点</p> <p>第5条中の審査対象となる所得の規定に、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律に規定する特例適用利子等の額及び特例適用配当等の額を加える。</p> <p>(2) 施行日</p> <p>平成29年1月1日</p> <p>(3) 影響及び効果</p> <p>適正な所得の把握に資する。</p>						
<p>2. 経過（現時点に至るまでの経過）</p> <p>文書課審査済み。</p>						
<p>3. 留意事項（問題点等）</p> <p>特になし。</p>						
<p>4. 主管部処理案（検討結果等）</p> <p>庁議終了後、速やかに改正手続きを進めたい。</p>						
<p>5. 審議結果</p>						

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。